

令和8年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第6号	令和7年度三豊市一般会計補正予算(第8号)	3
議案第7号	令和7年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	4
議案第8号	令和7年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)	5
議案第9号	令和7年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	6
議案第10号	令和7年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	7
議案第11号	令和7年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)	8
議案第12号	令和7年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)	9
議案第13号	令和7年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	10
議案第14号	令和7年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第3号)	11
議案第15号	令和7年度三豊市病院事業会計補正予算(第5号)	12
議案第16号	令和7年度三豊市集落排水事業会計補正予算(第2号)	13
議案第17号	令和8年度三豊市一般会計予算	14
議案第18号	令和8年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	15
議案第19号	令和8年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	16
議案第20号	令和8年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	17
議案第21号	令和8年度三豊市介護保険事業特別会計予算	18
議案第22号	令和8年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	19
議案第23号	令和8年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	20
議案第24号	令和8年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	21
議案第25号	令和8年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算	22

議案番号	件名	ページ 番号
議案第26号	令和8年度三豊市病院事業会計予算	23
議案第27号	令和8年度三豊市集落排水事業会計予算	24
議案第28号	三豊市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	25
議案第29号	三豊市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について	27
議案第30号	三豊市情報セキュリティ条例の一部改正について	29
議案第31号	三豊市防災センター設置条例の一部改正について	31
議案第32号	三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	33
議案第33号	三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正について	39
議案第34号	三豊市出張所設置条例の一部改正について	41
議案第35号	三豊市児童館条例の一部改正について	43
議案第36号	三豊市火入れに関する条例の一部改正について	45
議案第37号	三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について	47
議案第38号	三豊市公民館条例等の一部改正について	50
議案第39号	三豊市中小企業小口融資条例の廃止について	53
議案第40号	三豊市高瀬町朝日山資料館条例の廃止について	55
議案第41号	三豊市過疎地域持続的発展計画の策定について	57
議案第42号	総合整備計画の策定について	58
議案第43号	財産の取得について	59

議案第 6 号

令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 8 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 号

令和 7 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 号

令和 7 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 号

令和 7 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 10 号

令和 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 号

令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 2 号

令和 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 13 号

令和 7 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 14 号

令和 7 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 15 号

令和 7 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 16 号

令和 7 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 17 号

令和 8 年度三豊市一般会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 8 年度三豊市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 18 号

令和 8 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 8 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 19 号

令和 8 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 8 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 20 号

令和 8 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 8 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 2 1 号

令和 8 年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第 2 1 1 条の規定により、令和 8 年度三豊市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 22 号

令和 8 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 8 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 23 号

令和 8 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 8 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 24 号

令和 8 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 8 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 25 号

令和 8 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 8 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 26 号

令和 8 年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、令和 8 年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 27 号

令和 8 年度三豊市集落排水事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、令和 8 年度三豊市集落排水事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 28 号

三豊市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

三豊市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。次条において「府令」という。）において使用する用語の例による。

(運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、府令の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 特定乳児等通園支援事業の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員を運営に関与させてはならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 29 号

三豊市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について

三豊市乳児等通園支援事業に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市乳児等通園支援事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、三豊市（以下「市」という。）が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15の乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）に関し、同法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令（以下「関係法令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 事業を行う施設（以下「施設」という。）は、規則で定める。

(対象者)

第3条 事業を利用することができる者は、関係法令の定めるところにより市が認定した乳児等及びその保護者とする。

(利用申請)

第4条 事業を利用しようとする乳児等の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

(乳児等通園支援事業利用料)

第5条 前条の規定により承認を受けた保護者は、施設の利用に対し、1時間当たり300円の乳児等通園支援事業利用料（以下「利用料」という。）を市に納付しなければならない。

(利用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要と認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活困窮その他の特別の事情があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(利用料の還付)

第7条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 30 号

三豊市情報セキュリティ条例の一部改正について

三豊市情報セキュリティ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市情報セキュリティ条例の一部を改正する条例

三豊市情報セキュリティ条例（平成 18 年三豊市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 6 第 1 項の規定に基づき</u>、三豊市が保有する情報資産<u>について、サイバー攻撃、不正アクセスその他の情報セキュリティ上の脅威からこれを保護するための基本的な方針</u>を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の権利利益を保護し、もって市民の安心と信頼を確保することを目的とする。</p> <p>(システム監査)</p> <p>第 11 条 市長又は実施機関は、情報セキュリティ対策の実施状況について、<u>定期的に点検を行うとともに</u>システム監査(情報セキュリティに関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。)をしなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>三豊市が保有する情報資産のセキュリティ対策に関する基本的仕組み</u>を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の権利利益を保護し、もって市民の安心と信頼を確保することを目的とする。</p> <p>(システム監査)</p> <p>第 11 条 市長又は実施機関は、情報セキュリティ対策の実施状況について、<u>システム監査</u>(情報セキュリティに関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。)をしなければならない。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。

議案第 31 号

三豊市防災センター設置条例の一部改正について

三豊市防災センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市防災センター設置条例の一部を改正する条例

三豊市防災センター設置条例（平成18年三豊市条例第23号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三豊市三野町防災センター</td> <td>三豊市三野町大見甲 3078 番地 4</td> </tr> <tr> <td><u>三豊市詫間町防災センター</u></td> <td><u>三豊市詫間町詫間 1303 番地 5</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		三豊市三野町防災センター	三豊市三野町大見甲 3078 番地 4	<u>三豊市詫間町防災センター</u>	<u>三豊市詫間町詫間 1303 番地 5</u>	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三豊市三野町防災センター</td> <td>三豊市三野町大見甲 3078 番地 4</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		三豊市三野町防災センター	三豊市三野町大見甲 3078 番地 4	略	
名称	位置																		
略																			
三豊市三野町防災センター	三豊市三野町大見甲 3078 番地 4																		
<u>三豊市詫間町防災センター</u>	<u>三豊市詫間町詫間 1303 番地 5</u>																		
略																			
名称	位置																		
略																			
三豊市三野町防災センター	三豊市三野町大見甲 3078 番地 4																		
略																			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例及び三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第12条 地域手当は、<u>当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める</u>地域に在勤する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に <u>100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額</u>とする。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第12条 地域手当は、<u>次項に規定する</u>地域に在勤する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、<u>高松市に在勤する職員については、100分の6の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、他の地方公共団体等に派遣され、その勤務場所が市の区域外である職員の地域手当を算出する割合は、100分の3から100分の20までの範囲で市長が定める割合とする。</u></p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員並びに育児休業法第18条第1項及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))のうち、支給単位期間当たりの</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員並びに育児休業法第18条第1項及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))のうち、支給単位期間当たりの</p>

通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～コ 略

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55
キロメートル未満である職員 30,700 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60
キロメートル未満である職員 33,500 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上で
ある職員 36,300 円

(3) 略

3 前項の規定にかかわらず、通勤することが困難である職員であって、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等で規則で定めるものを利用し、その利用が通勤事情の改善に相当程度資するものと認められる場合には、通勤事情の困難の程度に応じて、規則で定めるところにより、通勤手当として支給することができる。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員であって、通勤のために駐車場を利用し、当該駐車場の利用に係る料金を負担することを常例とするものについては、前項の規定にかかわらず、第2項第2号又は第3号に定める額に加算して、当該利用に係る駐車料金の額に相当する額を、規則で定めるところにより、通勤手当として支給することができる。

5～8 略

通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～コ 略

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 _____
_____である職員 30,700 円

(3) 略

3～6 略

(三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第 15 条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日。次条第 1 項において同じ。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第 15 条の 2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき地域手当</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第 15 条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日(これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日。次条第 1 項において同じ。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第 15 条の 2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき地域手当</p>

<p>の月額を加算した額に <u>100 分の 106.25</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4・5 略</p>	<p>の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4・5 略</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 33 号

三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正について

三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例

三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和元年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。</p> <p>(1) 中小企業・小規模企業が地域経済の活性化、雇用の創出、<u>地域社会の持続的な発展及び地域課題の解決</u>に寄与している重要な存在であるという認識の<u>下にあること</u>。</p> <p>(2) 略</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第5条 市は、中小企業・小規模企業振興施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>デジタル化の推進等により業務の効率化及び生産性向上の促進を図ること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(削除)</p> <p><u>第12条・第13条</u> 略</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。</p> <p>(1) 中小企業・小規模企業が地域経済の活性化、雇用の創出<u>及び地域社会の持続的な発展</u>に寄与している重要な存在であるという認識の<u>もとに行われること</u>。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 中小企業・小規模企業の経済的及び社会的環境の変化に即応した取組が図られること。</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第5条 市は、中小企業・小規模企業振興施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) _____ 生産性向上の促進を図ること。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(計画の策定及び見直し)</u></p> <p><u>第12条 市長は、中小企業・小規模企業振興施策を総合的かつ計画的に実施するため、第5条に規定する基本方針に基づき、三豊市中小企業・小規模企業振興基本計画を策定し、定期的に見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>第13条・第14条</u> 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 34 号

三豊市出張所設置条例の一部改正について

三豊市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市出張所設置条例の一部を改正する条例

三豊市出張所設置条例（平成 18 年三豊市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第 2 条関係)			別表(第 2 条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
			<u>三豊市荘内</u>	<u>三豊市詫間町大</u>	<u>詫間町大浜地区、</u>
			<u>浦島出張所</u>	<u>浜甲 1633 番地 36</u>	<u>詫間町積地区、詫</u>
					<u>間町箱地区、詫間</u>
					<u>町生里地区</u>
三豊市栗島	三豊市詫間町栗	詫間町栗島地区	三豊市栗島	三豊市詫間町栗	詫間町栗島地区
出張所	島 861 番地 17		出張所	島 861 番地 17	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

三豊市児童館条例の一部改正について

三豊市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市児童館条例の一部を改正する条例

三豊市児童館条例（平成 18 年三豊市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">三豊市高瀬町前田児童館</td> <td style="vertical-align: top;">三豊市高瀬町比地中 1852番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	三豊市高瀬町前田児童館	三豊市高瀬町比地中 1852番地	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">三豊市高瀬町前田児童館</td> <td style="vertical-align: top;">三豊市高瀬町比地中 1852番地</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>三豊市豊中町児童館</u></td> <td style="vertical-align: top;"><u>三豊市豊中町本山甲 236番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	三豊市高瀬町前田児童館	三豊市高瀬町比地中 1852番地	<u>三豊市豊中町児童館</u>	<u>三豊市豊中町本山甲 236番地</u>	略	
名称	位置														
三豊市高瀬町前田児童館	三豊市高瀬町比地中 1852番地														
略															
名称	位置														
三豊市高瀬町前田児童館	三豊市高瀬町比地中 1852番地														
<u>三豊市豊中町児童館</u>	<u>三豊市豊中町本山甲 236番地</u>														
略															

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

三豊市火入れに関する条例の一部改正について

三豊市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市火入れに関する条例の一部を改正する条例

三豊市火入れに関する条例（平成 18 年三豊市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合</u>又は強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報</u>若しくは火災警報が発令された<u>場合</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報又は火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>又は強風注意報、<u>乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令された<u>とき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市市営住宅設置及び管理条例（平成 18 年三豊市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表(第3条関係)						別表(第3条関係)					
1 公営住宅						1 公営住宅					
高瀬地区～豊中地区 略						高瀬地区～豊中地区 略					
詫間地区						詫間地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
略						略					
松崎東団地	昭和 39 年度	詫間町松崎 165 番地 1	木造平屋建	<u>10</u>		松崎東団地	昭和 39 年度	詫間町松崎 165 番地 1	木造平屋建	<u>12</u>	
略						略					
仁尾地区～財田地区 略						仁尾地区～財田地区 略					
2 改良住宅						2 改良住宅					
高瀬地区						高瀬地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
						<u>法</u>	<u>昭</u>	<u>高</u>	<u>簡</u>	<u>4</u>	
						<u>事</u>	<u>和</u>	<u>瀬</u>	<u>易</u>		
						<u>団</u>	<u>45</u>	<u>町</u>	<u>耐</u>		
						<u>地</u>	<u>年</u>	<u>下</u>	<u>火</u>		
							<u>度</u>	<u>勝</u>	<u>構</u>		
								<u>間</u>	<u>造</u>		
								<u>4</u>	<u>二</u>		
								<u>65</u>	<u>階</u>		
								<u>番</u>	<u>建</u>		
								<u>地</u>			
						<u>法</u>	<u>昭</u>	<u>高</u>	<u>簡</u>	<u>4</u>	
						<u>事</u>	<u>和</u>	<u>瀬</u>	<u>易</u>		
						<u>団</u>	<u>46</u>	<u>町</u>	<u>耐</u>		
						<u>地</u>	<u>年</u>	<u>下</u>	<u>火</u>		
								<u>勝</u>	<u>構</u>		
								<u>間</u>	<u>造</u>		
								<u>4</u>	<u>二</u>		
								<u>56</u>	<u>階</u>		
								<u>番</u>	<u>建</u>		
								<u>地</u>			
勝間団地	昭和 47 年度	高瀬町下勝間 644 番地	簡易耐火構造二階建	4		勝間団地	昭和 47 年度	高瀬町下勝間 644 番地	簡易耐火構造二階建	4	
略						略					

山本地区～仁尾地区 略

3 略

4 更新住宅

高瀬地区

名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
前田団地	略				
前田団地	平成 16年度	高瀬町比地中 1854	耐火構造二階建	4	
法事団地	令和 7年度	高瀬町下勝間 4番地 1	耐火構造二階建	8	

仁尾地区 略

山本地区～仁尾地区 略

3 略

4 更新住宅

高瀬地区

名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
前田団地	略				
前田団地	平成 16年度	高瀬町比地中 1854	耐火構造二階建	4	

仁尾地区 略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

三豊市公民館条例等の一部改正について

三豊市公民館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市公民館条例等の一部を改正する条例

(三豊市公民館条例の一部改正)

第1条 三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																								
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>(1) 公民館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊市公民館</td> <td><u>三豊市高瀬町下勝間 2344 番地 17</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公民館分館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>三豊市豊中町公民館 上高野分館</td> <td><u>三豊市豊中町上高野</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>三豊市詫間町公民館 第3分館</td> <td><u>三豊市詫間町詫間</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(削除)</p> <p>備考 略</p>	名称	位置	三豊市公民館	<u>三豊市高瀬町下勝間 2344 番地 17</u>	略		名称	位置	略		三豊市豊中町公民館 上高野分館	<u>三豊市豊中町上高野</u>	略		三豊市詫間町公民館 第3分館	<u>三豊市詫間町詫間</u>	略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>(1) 公民館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊市公民館</td> <td><u>三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1</u></td> </tr> <tr> <td>三豊市高瀬町公民館</td> <td><u>三豊市高瀬町下勝間 2347 番地 1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公民館分館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>三豊市豊中町公民館 上高野分館</td> <td><u>三豊市豊中町上高野 2384 番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>三豊市詫間町公民館 第3分館</td> <td><u>三豊市詫間町詫間 2214 番地 2</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>三豊市詫間町公民館第3分館使用料</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時間区分</th> <th style="text-align: center;">午前8時30分から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">で</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">1時間当たり</th> </tr> <tr> <td><u>第1会議室</u></td> <td style="text-align: right;"><u>100</u></td> </tr> <tr> <td><u>大会議室</u></td> <td style="text-align: right;"><u>400</u></td> </tr> <tr> <td><u>第1学習室</u></td> <td style="text-align: right;"><u>200</u></td> </tr> <tr> <td><u>第2学習室</u></td> <td style="text-align: right;"><u>200</u></td> </tr> <tr> <td><u>木彫室</u></td> <td style="text-align: right;"><u>200</u></td> </tr> <tr> <td><u>調理室</u></td> <td style="text-align: right;"><u>100</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	名称	位置	三豊市公民館	<u>三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1</u>	三豊市高瀬町公民館	<u>三豊市高瀬町下勝間 2347 番地 1</u>	略		名称	位置	略		三豊市豊中町公民館 上高野分館	<u>三豊市豊中町上高野 2384 番地</u>	略		三豊市詫間町公民館 第3分館	<u>三豊市詫間町詫間 2214 番地 2</u>	略		時間区分	午前8時30分から午後10時まで		で	施設区分	1時間当たり	<u>第1会議室</u>	<u>100</u>	<u>大会議室</u>	<u>400</u>	<u>第1学習室</u>	<u>200</u>	<u>第2学習室</u>	<u>200</u>	<u>木彫室</u>	<u>200</u>	<u>調理室</u>	<u>100</u>
名称	位置																																																								
三豊市公民館	<u>三豊市高瀬町下勝間 2344 番地 17</u>																																																								
略																																																									
名称	位置																																																								
略																																																									
三豊市豊中町公民館 上高野分館	<u>三豊市豊中町上高野</u>																																																								
略																																																									
三豊市詫間町公民館 第3分館	<u>三豊市詫間町詫間</u>																																																								
略																																																									
名称	位置																																																								
三豊市公民館	<u>三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1</u>																																																								
三豊市高瀬町公民館	<u>三豊市高瀬町下勝間 2347 番地 1</u>																																																								
略																																																									
名称	位置																																																								
略																																																									
三豊市豊中町公民館 上高野分館	<u>三豊市豊中町上高野 2384 番地</u>																																																								
略																																																									
三豊市詫間町公民館 第3分館	<u>三豊市詫間町詫間 2214 番地 2</u>																																																								
略																																																									
時間区分	午前8時30分から午後10時まで																																																								
	で																																																								
施設区分	1時間当たり																																																								
<u>第1会議室</u>	<u>100</u>																																																								
<u>大会議室</u>	<u>400</u>																																																								
<u>第1学習室</u>	<u>200</u>																																																								
<u>第2学習室</u>	<u>200</u>																																																								
<u>木彫室</u>	<u>200</u>																																																								
<u>調理室</u>	<u>100</u>																																																								

(三豊市図書館条例の一部改正)

第2条 三豊市図書館条例(平成18年三豊市条例第219号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(分館、閲覧所、配本所等の設置) 別表(第2条関係)		(分館、閲覧所、配本所等の設置) 別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
みとよ未来図書館	<u>三豊市高瀬町下勝間 2344 番地 17</u>	みとよ未来図書館	<u>三豊市高瀬町下勝間 2347 番地 1</u>
略		略	

(みとよ未来創造館条例の一部改正)

第3条 みとよ未来創造館条例(平成28年三豊市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 市民自らが主体性を持ち、地域の未来を切り拓く力を育み、もって地域力の向上及び新たなまちの創造を図るための拠点として、みとよ未来創造館(以下「創造館」という。)を <u>三豊市高瀬町下勝間 2344 番地 17</u> に設置する。	(設置) 第1条 市民自らが主体性を持ち、地域の未来を切り拓く力を育み、もって地域力の向上及び新たなまちの創造を図るための拠点として、みとよ未来創造館(以下「創造館」という。)を <u>三豊市高瀬町下勝間 2347 番地 1</u> に設置する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 39 号

三豊市中小企業小口融資条例の廃止について

三豊市中小企業小口融資条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市中小企業小口融資条例を廃止する条例

三豊市中小企業小口融資条例（平成 18 年三豊市条例第 170 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、第 8 条に規定する融資の申込みを行った者の取扱いについては、
なお従前の例による。

議案第 40 号

三豊市高瀬町朝日山資料館条例の廃止について

三豊市高瀬町朝日山資料館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市高瀬町朝日山資料館条例を廃止する条例

三豊市高瀬町朝日山資料館条例（平成18年三豊市条例第223号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

三豊市過疎地域持続的発展計画の策定について

三豊市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 2 号

総合整備計画の策定について

栗島辺地総合整備計画を別冊のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 3 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1	財産の種類	動産
2	取得する財産	小型動力ポンプ付積載車
3	数 量	2 台
4	契約の方法	指名競争入札
5	取得価格	22,440,000 円
6	契約の相手方	丸亀市田村町 1 7 1 1 番地 株式会社 丸井工務店 代表取締役 丸井 良子

令和 8 年 3 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史